

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		戸籍簿（原戸籍・除籍を含む）	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的		戸籍の記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		戸籍法で定める記載事項 1本籍、2氏名、3出生の年月日、4戸籍に入った原因及び年月日、5実父母の氏名及び実父母との続柄、6養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7夫婦については、夫又は妻である旨、8他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9戸籍法施行規則第30条第1号から第6号に掲げる事項	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		氷見市に本籍を有するもの	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された住民異動届出書、戸籍の届出、他市区町村からの通知、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先		事務内連携システムに接合している市区町村及び法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		戸籍の附票	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的		戸籍の附票の記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		住民基本台帳法で定める記載事項 1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5本籍地、6法定日、7筆頭者、8在外選挙登録地、9住民票コード	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		氷見市に本籍を有するもの	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された住民異動届出書、戸籍の届出、他市区町村からの通知、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先		住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		印鑑登録台帳	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的		印鑑登録台帳の記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1登録印影、2氏名、3生年月日、4住所、5印鑑登録番号、6宛名コード、7印鑑登録状態、8登録年月日、9廃止抹消年月日、10刻印種類、11刻印文字、12印材種類、13本人確認情報、14照会年月日、15回答期限、16証明発行、17証明発行停止日、18証明発行解除日、19証明発行停止理由、20異動履歴	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		氷見市に印鑑登録を有する、または有していたもの	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		申請による	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☒ 有り ☐ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		住民基本台帳	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的		住民基本台帳の記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		住民基本台帳法及び施行令で定める記載事項 1自治体名、2カナ氏名、3氏名、4生年月日、5性別、6改製日、7個人番号、8旧氏カナ、9旧氏漢字、10世帯主名、11続柄、12住民日、13現住所、14現住所異動日、15現住所届出日、16本籍地、17筆頭者名、18前住所、19転出先、20先住所異動日、21行政区コード、22世帯番号、23世帯識別番号、24宛名コード、25国保資格、26国保得喪日、27国保退職、28国保退職得喪日、29国保区分、30選挙資格、31選挙登録日、32介護資格、33介護取得日、34被保険者番号、35年金資格、36年金番号、37年金種別、38年金得喪日、39児童手当資格、40児童手当該当月、41印鑑資格、42印鑑番号、43後期高齢者資格、44後期高齢者得喪日、45被保険者番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		氷見市に住民登録を有するもの	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		氷見市または他市に本人から提出された住民異動届出書、市区町村からの通知、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先		住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村、氷見市教育委員会、氷見市選挙管理委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		国民健康保険ファイル	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的		国民健康保険における資格管理、保険給付、保健事業及びその他国保関連業務を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		別紙のとおり	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		氷見市に住民登録を有する者及び有していた者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された国民健康保険に関する届出書・申請書、行政機関・医療機関・審査支払機関・損害保険会社等からの通知、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に定期的に提供する場合にはその提供先		市区町村、医療機関、審査支払機関（富山県国民健康保険団体連合会）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1 0 6 0 番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

(別紙)

1記号番号、2世帯コード、3宛名コード、4構成員番号、5被保連番、6同日連番、7被保最新フラグ、8資格区分、9適用開始年月日、10適用開始事由、11適用開始届出日、12適用終了年月日、13適用終了事由、14適用終了届出日、15編集記号番号、16状態フラグ、17被保メモ、18社保区分、19社保記号番、20社保保険者番号、21社保本人扶養区分、22社保本人氏名漢字、23社保事業所等名称、24特定該当日、25特定非該当日、26登録日、27有効期限、28重要度コード、29資格区分名称、30適用開始事由名称、31適用終了事由名称、32氏名カナ、33氏名漢字、34生年月日、35性別、36賦課年度、37被保宛名コード、38所得履歴番号、39所得更正年月日、40所得更正区分、41市申送送区分、42市未申告区分、43市税青色区分、44市資料区分、45市被扶養区分、46市世外被扶養区分、47市所得割、48市均等割、49市更正年月日、50申告送送区分、51所得照会区分、52申告区分、53課税区分、54主たる所得区分、55給与収入、56年金収入、57総所得金額、58賦課基準額、59譲渡所得金額、60譲渡特別控除額、61専従者控除額、62その他所得区分、63その他所得、64非課税所得、65市未障老寡区分、66所得不明、67資産税額、68資産税国保優先区分、69資産税共有有無、70関連宛名コード、71給与所得、72離職総所得金額、73離職賦課基準額、74離職軽判所得、75異動担当者、76処理日、77同一賦課連番、78メモ、79ひとり親、80所得金額調整控除区分分子特、81所得金額調整控除額、82所得金額調整控除優先区分、83年金以外合計所得計算値、84離職年金以外合計所得計算値、85年金雑所得、86離職年金雑所得、87国保算出合計所得、88離職国保算出合計所得、89所得金額調整控除年金分、90所得調整控除前給与所得、91予備項目、92利用者予備項目、93所得更正区分名称、94市申送送区分名称、95市未申告区分名称、96市税青色区分名称、97市資料区分名称、98市被扶養区分名称、99市世外被扶養区分名称、100申告送送区分名称、101所得照会区分名称、102申告区分名称、103課税区分名称、104主たる所得区分名称、105所得不明区分名称、106資産税共有有無区分名称、107氏名カナ、108氏名漢字、109生年月日、110性別、111続柄、112郵便番号、113住所漢字、114方書漢字、115視覚障害区分、116行政区コード、117送付先カナ、118送付先漢字、119送付先郵便番号、120送付先住所漢字、121送付先方書漢字、122送付先行政区コード、123被保険者証記号、124被保険者証番号、125介護保険被保険者番号、126氏名、127氏名カナ、128性別、129年齢、130生年月日、131住所、132国保取得年月日、133国保喪失年月日、134後期取得年月日、135後期喪失年月日、136介護資格取得年月日、137介護資格喪失年月日、138KDB個人番号、139国保個人番号_員番、140郵便番号、141電話番号、142地区統計用コード、143国保保険者番号、144国保取得事由、145各県国保取得事由、146国保喪失事由、147各県国保喪失事由、148国保変更年月日、149国保変更事由、150各県国保変更事由、151国保続柄、152国保退職本人コード、153国保世帯区分、154国保世帯主区分、155国保制度、156国保住居地保険者番号、157国保表示用被保険者証番号、158国保機械整理番号、159国保世帯番号、160国保代表保険者番号、161後期保険者番号、162後期取得事由、163後期喪失事由、164介護保険者番号、165介護異動年月日、166介護証記載保険者番号、167介護異動区分コード、168介護異動事由、169最新要介護度、170介護認定有効期間_開始、171介護認定有効期間_終了、172介護住所地特例対象者区分コード、173介護施設所在保険者番号、174介護住所地特例適用開始年月日、175介護住所地特例適用終了年月日、176健診データ管理番号1、177異動年月、178国保枝番、179転居年月、180腹囲、181BMI、182HbA1c、183空腹時血糖、184中性脂肪、185HDL、186LDL、187収縮期血圧、188拡張期血圧、189尿酸、190尿蛋白、191eGFR、192GOT、193GPT、194γ-GTP、195ヘマトクリット、196血色素、197心電図、198眼底検査、199喫煙、200保健指導月(初回)、201糖尿病投薬治療、202脳卒中投薬治療、203虚血性心疾患投薬治療、204高血圧投薬治療、205脂質異常症投薬治療、206糖尿病、207高血圧症、208脂質異常症、209高尿酸血症、210脂肪肝、211動脈硬化症、212脳出血、213脳梗塞、214狭心症、215心筋梗塞、216網膜症、217腎症、218神経障害、219要介護状態区分、2201型糖尿病、2212型糖尿病、222歯肉炎・歯周病、223随時血糖、224採血時間(食後)、225non-HDL、226がん、227認知症、228うつ、229統合失調症、230人工透析、231腹膜灌流、232血清アルブミン、233脂質、234肝機能、235血色素、236尿酸

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		後期高齢者医療制度ファイル	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的		後期高齢者医療制度に関する業務を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1 保険者番号, 2 市町村コード, 3 支所コード, 4 調定年度, 5 口座番号, 6 加入者名, 7 収納機関番号, 8 納付・確認番号, 9 納付区分, 10 OCR情報, 11 被保険者氏名, 12 被保険者番号, 13 科目, 14 賦課年度, 15 期別, 16 通知書番号, 17 納付期限, 18 分納回数, 19 納付額, 20 延滞金, 21 手数料, 22 合計金額, 23 送付先情報, 24 連絡先住所・電話番号, 25 延滞開始・終了日・日数, 26 徴収方法区分	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		氷見市に住民登録を有する75歳以上の人・65～74歳の人で一定の障害の状態にある広域からの認定を受けた人、他県の住所地特例施設に住所を有する75歳以上の人・65～74歳の人で一定の障害の状態にある広域からの認定を受けた人	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		職員が調査したもの、国保連・広域連合からの情報提供	
要配慮個人情報		☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先		富山県後期高齢者医療広域連合、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		国民年金ファイル	
行政機関等の名称		氷見市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的		国民年金に関する業務を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1 基礎年金番号, 2 個人番号, 3 喪失予定日, 4 国民年金番号, 5 被保険者種別, 6 取得日, 7 取得届出日, 8 取得事由, 9 取得理由, 10 喪失日, 11 喪失届出日, 12 喪失事由, 13 喪失理由, 14 個人法人区分, 15 生年月日, 16 性別, 17 小・中学校区コード, 18 住記削除事由, 19 世帯番号, 20 免除状態, 21 免除状態開始日, 22 免除該当理由, 23 免除裁定結果, 24 法免消滅理由, 25 付加加入日, 26 付加種別名称, 27 付加脱退日, 28 付加脱退理由, 29 老齢年金給付種別, 30 障害年金給付種別, 31 遺族年金給付種別, 32 遺族受給権発生年月	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		国民年金加入者及び国民年金加入者であった者（資格喪失）	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		各種届出書、社会保険事務所から提供された資料	
要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報を当該実施機関以外の者に定期的に提供する場合にはその提供先		日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	氷見市総務部総務課	
	所在地	〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有り ☒ 無し	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数、項目等）		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備 考			